優良ユーザー拡大の取組み

1 官民による啓発活動

- (1) 7月の県下一斉合同パトロール等の機会を通じて、県条例「水難事故等の 防止に関する条例」の改正、県自主ルール、マナーの啓発・周知を図る。
- (2) 水上オートバイにかかる国等の関係機関、民間団体、マリーナショップ等に リーフレット*を配布し、水上オートバイ安全対策の啓発に努める。
 - ※ 県条例、県自主ルール、マナー等を掲載
- (3) 県の取組みに賛同し、ユーザーに対して指導・啓発を行うマリーナショップには、<u>リストバンドを配布</u>
 - \rightarrow R4 シーズンは、上記(1) \sim (3)により、条例等のルール周知を重点的に実施
- 2 安全宣言ショップ制度(案)について・・・【別紙】

【別紙】

安全宣言ショップ制度(案)

